

入会基準及び入会手続きに関する規則

第1条 目的

この規則は、一般社団法人日本零売薬局協会（以下「本協会」という。）の定款第6条第3項に基づき、本協会への入会基準及び入会手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 入会基準及び入会手続き

1. 本協会に入会しようとする者は、次に掲げる会員の種別に応じて、各基準を満たし、本協会所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。また、本協会の正会員として入会しようとする者は、理事会の承認に加え、社員総会の承認を受けなければならない。
 - (1) 一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人の提供する情報・技術・サービス等を利用するために入会した個人又は法人、
 - ・一般会員A 零売専業の法人（個人事業主を含む）
 - ・一般会員B 零売と調剤の兼業の法人（個人事業主を含む）
 - (2) スタートアップ会員 この法人の目的に賛同し、零売事業にこれから参入する法人、個人
 - ・スタートアップ会員A （資本金500万円以上もしくは売上1億円以上）
 - ・スタートアップ会員B （資本金500万円未満もしくは売上1億円未満）
 - ・スタートアップ会員C （個人）
 - (3) パートナー会員 この法人の目的に賛同し、協会の活動に資金でない形で協力することにより、事業を推進するため入会した個人、団体又は法人
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を経済的な支援をすることにより、事業を推進するため入会した個人、団体又は法人
 - (5) 特別会員 この法人の目的に賛同し、薬局事業者以外で大学、病院、自治体等、協会が連携を必要とする個人（薬剤師、学識経験者、専門職、研究者等）、団体又は法人
2. いずれの種別の会員も、自己、自己の役員及び株主その他関係者に、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者が含まれてはならない。本協会に入会しようとする者が本項の基準を満たさない場合、その者の入会は承認されないものとし、会員が本項の基準を満たさないことが判明した場合、当該会員は除名される

ものとする。

3. いずれの種別の会員も、本協会の定款及び諸規則を遵守しなければならない。加えて、正会員及び一般会員は、本協会の定める自主基準並びに自己に適用ある法令及びガイドラインを遵守しなければならない。本協会に入会しようとする者が本項の基準を満たさないことが明らかである場合、その者の入会は承認されないものとし、会員が本項の基準を満たさないことが判明した場合、当該会員は除名されるものとする。

第3条 入会金及び会費

1. 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき、入会金及び会費を支払わなければならない。
2. 第2条第1項に基づき入会の承認を得た者は、その会員の種別に応じて、入会金及び会費を支払うことにより、本協会の会員となる。
3. 本協会の事業年度の途中で入会又は退会した会員も、1年分の会費を支払うものとし、本協会は、一旦支払われた会費の返金は行わないものとする。

第4条 会員種別の変更

1. 会員が、第2条第1項に掲げる会員の種別について、自己の会員種別を変更しようとする場合は、当該変更先の会員種別の基準を満たし、本協会所定の変更申込書に必要事項を記入のうえ申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。また、会員の事業や提供サービスの内容により、本協会が会員種別の変更が必要と判断した場合は会員種別を変更しなければならない。
2. 本協会の正会員となることを希望する場合は、理事会の承認に加え、社員総会の承認を受けなければならない。
3. 本協会の事業年度の途中で会員種別の変更が生じたことにより、当該事業年度に関する会費に不足が生じた場合、当該会員は、当該不足額を別途支払うものとする。

第5条 入会不承認

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本協会は、入会又は会員種別の変更を承認しないことがある。

- (1) 入会申込書又は変更申込書に、虚偽記載、誤記、記入漏れ、添付書類の虚偽記載等があった場合
- (2) 本規則に定める基準を満たさない場合
- (3) 本協会のガイドラインを遵守できない場合

- (4) 過去に本協会から除名されたことがある場合
- (5) その他本協会が、入会又は会員種別の変更を承認するにつき不適當な事由があると判断した場合

第6条 退会

会員は、別に定める退会届を提出して、いつでも退会することができる。

第7条 除名

1. 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。
 - (1) 法令、定款又は本協会の規則に違反したとき
 - (2) 本協会のガイドラインを遵守せず、違反が認められるとき
 - (3) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第8条 改廃

この規程の改廃は社員総会の決議を得て行うものとする。

附則

この規程は2020年10月1日から施行する。